

質物の保管設備の基準に関する規則

〔平成4年5月26日〕
〔公安委員会規則第7号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、質屋営業法(昭和25年法律第158号)第7条の規程に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備(以下「保管設備」という。)の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(規模及び構造)

第2条 保管設備の規模及び構造は、質屋営業法の内容に応じて質屋が取り扱う質物が適正に保管できるものでなければならない。

2 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造

(2) 土蔵造

(3) 公安委員会が前各号に掲げるものと同様以上の耐火性能を有すると認めるもの

3 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とする等湿気を防ぐための措置を講じなければならない。

(営業所との距離の制限)

第3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、営業所と近接する他の敷地内に設けることに支障ないと公安委員会が認めた場合は、この限りでない。

(防火設備)

第4条 保管設備の開口部には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に定める防火戸又は公安委員会がこれと同様以上の耐火性能を有すると認める防火設備を設けなければならない。

(盗難の予防措置)

第5条 保管設備の開口部には、鉄製扉等人の侵入を防ぐための有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備には、防犯上必要な警報設備を設けなければならない。ただし、営業所等に同様の設備がある場合は、この限りでない。

(ねずみ及び害虫の予防設備)

第6条 保管設備の出入口以外の開口部には、ねずみの侵入を防ぐための設備を設けなければならない。

2 保管設備には、害虫を防ぐための措置を講じなければならない。

(仮保管設備)

第7条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を営む者が設けている保管設備の増築、改築等のため、別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備(以下「仮保管設備」という。)については、第3条及び前条第1項の規程は適用しない。

2 仮保管設備に付随して防火上必要な警報設備を設置している等火災の予防措置が講

じられている場合における当該仮保管設備の出入口以外の開口部については、第4条の規程は適用しない。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部に施錠設備が設けられている場合における当該出入口以外の開口部については、第5条第1項の規程は適用しない。

4 仮保管設備を設けることができる期間は、当該仮保管設備を設けた日から起算して2年を経過する日までの間とする。

(施行期日)

1 この規則は、平成4年6月1日から施行する。

(質物の保管設備の基準に関する規則の廃止)

2 質物の保管設備の基準に関する規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を営む者が設けている保管設備又は質屋営業の許可を申請している者が有する保管設備で、この規則による改正前の質物の保管設備の基準に関する規則に規定する保管設備の基準に適合しているものについては、この規則による改正後の質物の保管設備の基準に関する規則に規定する保管設備の基準に適合しているものとみなす。